

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とする
ガイドライン」の改正案（概要）

平成26年12月
商務情報政策局
情報経済課

1. 改正経緯

「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）は、その全面施行から10年近く経過した。この間、個人情報保護制度に係る国民の意識の高まりとともに、個々の事業者による個人情報保護の取組も進み、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）も浸透してきたところである。

その一方で、経済活動のグローバル化の進展や新たなIT技術を用いたサービスの展開により、我が国の個人情報保護法制を取り巻く状況は絶えず変化している。また、依然として個人情報漏えい事件は後を絶たず、サイバー攻撃による漏えい事件も顕在化している。

このような状況を踏まえ、今般、事業者による個人情報の適正な取扱いや利活用推進を支援することを目的とし、ガイドラインの見直しを行った。

2. 改正案の主な内容

(1) 委託先の監督の拡充

委託先の監督について、契約に盛り込むことが望ましい事項を追加するとともに、再委託等を実施する場合の委託先の監督のために望まれる事項を追記する等の修正を行った。

(2) 安全管理の強化

安全管理の強化のために望まれる措置として、個人情報のダウンロードの監視設定を定期的に確認する、社内に個人情報の取扱いを総括する部署を設ける、カメラ等によりモニタリングを実施する等の措置を追記する等の修正を行った。

(3) 適正取得のための措置の追加

第三者からの個人情報の取得時に、取得側が提供側の入手経緯を確認し、提供側が適法に個人情報を入手したことが確認できない場合は、その取引を自粛することを含め、慎重に対応する等の望ましい措置を追記する等の修正を行っ

た。

(4) 新たな脅威に備えたセキュリティ対策手法の例示を追加

サイバー攻撃等新たな脅威に備えて、事業者のセキュリティ対策を強化する観点から、ガイドラインに掲載していなかった管理手法のうち、技術の発展等に伴いデータベースへのアクセス制御、ワンタイムパスワード等有効であると考えられる管理手法を追記する等の修正を行った。

(5) 共同利用制度の趣旨の明確化等

共同利用制度について、趣旨を明確に記載し、また、「共同して利用する者の範囲」について、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で共同利用ができるのであり、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある旨追記した。

加えて、事業者が共同利用を円滑に実施するために、共同利用者における責任等を明確にする観点から、あらかじめ取り決めておくことが望ましい事項について参照しやすいよう修正を行った。

(6) 消費者に対する分かりやすい説明のための参考事項追記

消費者の十分な理解を前提とした消費者との信頼関係を構築する観点から、消費者に対して事業者の個人情報保護を推進する上での考え方や方針等について、消費者に誤解を与えることなく分かりやすい表現で表示することが望ましい。このためパーソナルデータを利活用したビジネスを行う事業者による消費者への情報提供・説明が、消費者の正しい理解・安心感を得ていく上で適切であるかどうかを判断するための「評価基準」を基に「参考とすべき基準」を作成し、個人情報取扱事業者がその義務等を適切且つ有効に履行するために参考となる事項として追記。

以上